

## 厚生委員会 県外調査概要

- 日 時： ①令和5年11月6日（月） 14:00～15:30  
②令和5年11月7日（火） 10:00～11:20
- 場 所： ①藤沢市民病院  
（藤沢市民病院再整備事業について）  
②神奈川県議会  
（農福連携マッチング等支援事業について  
「ともに生きる社会かながわ憲章」の策定について）

### I 藤沢市民病院

#### 【調査目的】

藤沢市民病院再整備事業などについて

#### 【調査概要】

病院4階会議室にて、「藤沢市民病院再整備事業」について概要説明を受け、質疑応答を行った。

#### <概要説明>

##### <藤沢市民病院のこれまでの歩み>

- 昭和46年10月：開院（一般病床300床＋伝染病隔離病舎30床）  
平成 3年 4月：西館200床を増床  
（一般病床500床＋伝染病隔離病舎30床）  
平成18年12月：救命救急センター30床・感染症病床6床を開設  
（現在の536床となる）

##### <市民病院再整備の経緯>

- ・平成21年度に東館の耐震診断を行ったところ、建物の一部にIs値（構造耐震指標）0.6未満の部分があることが判明。
- ・速やかに「柱補強工事」を行うとともに、平成22年4月に、外部委員を含む「市民病院再整備・経営検討委員会」を設置し、東館の建て替えも視野に入れた再整備のあり方等について検討を行うこととなった。  
委員会では、約半年間（6回）の検討を行った。

- ・市としての意思決定を行い、平成22年12月議会の民生常任委員会に報告。
- ・平成23年1月から3月まで、コンサルティング会社と再整備に係る諸課題を整理。4月からは、再整備に係る「基本構想」、「基本計画」、公募型プロポーザルを行うための「募集要項」、「要求水準書」等の作成作業を開始。
- ・平成24年5月以降、契約業者と再整備事業を開始。1期工事として、東館の北側に病棟を中心とする「新東館」の建設を行い、平成27年度中の供用開始を予定。2期工事では東館病棟を解体し、跡地に外来を中心とする「中央棟」を建設。最後に、外来棟を解体し外構等を整備し、工事の完了は平成29年度を予定。

#### <再整備の方針>

- ・現在の敷地内で改装を行う。
- ・新棟を建設し、東館機能全てを移設する。
- ・エネルギー施設の改修も併せて行う。
- ・工期短縮・コスト削減につながるよう公募型プロポーザル方式による「設計施工一括発注」を行う。
- ・平成27年度中の供用開始を目指す。

#### <再整備の基本となる考え方>

- より質の高い医療を提供します
- 患者満足度の高い医療を提供します
- 地域に開かれた病院を目指します
- 災害に強い病院を目指します
- 環境に優しい病院を目指します

#### <費用及び財源計画についての検討>

- ・建設費は概ね100億円以内とし、ほぼ全額を企業債でまかなう。
- ・元利償還について、市と市民病院でそれぞれ1/2ずつ負担し、30年で償還する。

<公募型プロポーザル方式による設計施工一括発注について>

- ・設計施工一括発注は、従来の「基本設計→実施設計→工事の施工」を順次進めていく方式とは異なり、「設計と工事の施工」を同一契約する。
- ・「設計施工一括発注」による病院建設は、福島県三春町立三春病院、宮崎県大崎市民病院、岐阜県多治見市民病院で実施している。ただし、大崎市民病院、多治見市民病院は、「基本設計」を行った後、「実施設計と工事施工」を一括発注している。藤沢市では、「基本設計」段階からの提案及び一括発注であり、全国200床以上の公立病院では初めて（PFIを除く）。

メリット

- ・設計と施工を同一業者で行うため、自社の得意の工法で工事を行うことができる。免震工法や軟弱地盤対策等に威力を発揮することが期待される。
- ・設計と並行して建築や解体を進めることができ、効率的なローリング計画を進めることで、工期および工事費の削減が期待される。

注意すべき点

- ・要求水準書等で仕様をあまり細かく規定してしまうと、業者の大胆な提案が期待できず、一方、大雑把にしすぎると、業者任せとなり、市民病院医療者（医師、看護師等）の求めるものとズレが生じ、使いづらい病院になってしまうリスクがある。

<再整備を進めるに当たって苦慮した点>

- ・公募型プロポーザルによる設計施工一括発注で行うため、藤沢市や他市において、参考のできる前例があまりないこと。
- ・限られた病院敷地内で、病院・外来運営を一時も止めることなく再整備を進めなくてはならないこと。
- ・東館を中心とする病院の一部の建て替えであるため、残る施設（西館等）とのアクセスを確保する必要があること。
- ・建て替えを行わない西館等についても、20年以内に建て替えが想定されるため、その余地をあらかじめ確保しておく必要がある。
- ・医師や看護師をはじめとする病院職員にとって再整備事業に対する期待が大きい。このため、各部門からの要求も多く、場合によっては相反するものも多くあるため、病院としての調整に時間と労力を要する。

## <質疑応答>

Q：現地建て替えて再整備を進めてこられているが、患者あつての病院ということで、患者からクレームや申し入れ等はあつたのか。

A：入院していても目前で工事をしているので、騒音はかなり酷かつたと思う。事前に騒音がある旨、現場の看護師と調整して案内していても、工事当日になると大きな音が出て患者からクレームが出て、工事ができなくなり、日程の調整をやり直すことがあつた。  
また、外来でお越しの方の通路の確保についても、工期によって何パターンにも変わっていくので、難しい点があつた。

Q：かなり早いペースで再整備が進められていったと話を聞いて感じている。建物の一部に Is 値（構造耐震指標）0.6 未満の部分があることが判明したことは予想外だつたのか。

A：予想外ということではなく、阪神淡路大震災を契機に国の基準が変わつたことによる。  
東館は昭和46年に建つた建物のため、耐震性がなかつたので、耐震工事を建ててから20年後の1991年に1度行い、Is 値（構造耐震指標）0.5は確保していたが、0.6はなかつたということ。

Q：早いペースで再整備が進められていく中で、議会も再整備をやつていこうという姿勢だつたのか。

A：耐震の問題であり、この辺りの地域が当時、東海地震がいつ来てもおかしくない状況だつたため、人命にかかわることとして、やらなければという姿勢だつた。補強工事で間に合うかと思いきや、4階以上について、Is 値（構造耐震指標）0.6を確保するのが技術的に困難との診断が出て、建て替えをとつた。

Q：当時、他の土地への全面移転も考えたが、土地を買つてまでという考えはなかつたという説明だつたが、それは予算の縛りがあつたということか。

A：予算の縛りとして100億円ということがあつた。候補地としては、市の所有地の中でいくつか案が出たが交通の便が良くないところが多く、患者に迷惑がかかるということで現地建て替えになつた。

Q：藤沢市は人口44万人ほどいるが、市民から、駅が近いなどの立地条件等の要望は当時なかつたのか。

A：藤沢市は病院が多くあり、市民には、市民病院はここだというイメージがあるので、要望としては「バスを出してほしい」というのをよく聞いている。

Q：536床で運用されていて、駐車場は何台分確保されているのか。  
また、車、公共交通機関、徒歩の割合はどれくらいか。

A：平面駐車場47台と3階建ての立体駐車場288台、救急の方に7台を確保しており、車での来院が一番多い。お年寄りの方はバスで来院される方が多く、駅から歩いて来院される方はあまりいない。

再整備の際に、駐車場が制限されて、従来の台数を確保できなかったときは、交差点の方まで駐車待ちの列ができたと聞いているが、通常時の最近は、駐車に関するクレームはない。

Q：設計施工一括発注を採用されており、「基本構想」、「基本計画」、「要求水準書」を約半年で作成されているが、これは現実的に可能なのか。

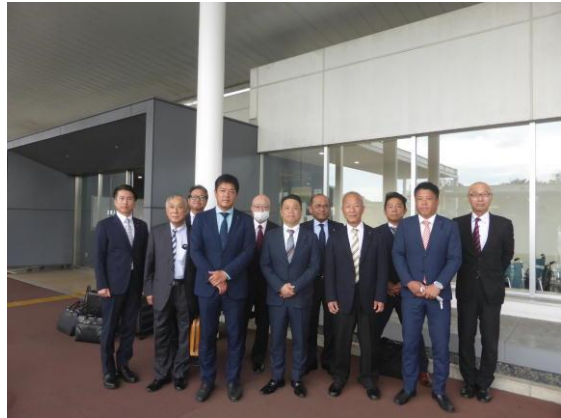
A：通常は約1年かけて行う作業である。  
耐震性がないということで、人命にかかわるという使命で、当時の担当者は取り組んでいたと聞いている。

Q：近隣病院が多いとのことだが、病床数や診療科の削減等は考えなかったのか。

A：県が圏域を分けて、当院は湘南東部二次保険医療圏の中で医療提供を行っているため、病院独自で病床数の削減などはできず、人口が増えている湘南地域であり、削減という話にはならなかった。

Q：周辺の河川について、病院に影響のないように対策などを取られているのか。  
それとも、そもそも危険のない河川なのか。

A：藤沢市は昔は水害が多かったが、河川整備は進んでいて、最近のゲリラ豪雨でも水位は上がるものの、あふれるまでに至らない。  
病院の対策としても、地下をつくらず、ハザードマップに沿って高さを上げている。



## 2 神奈川県議会

### 【調査目的】

農福連携マッチング等支援事業について  
「ともに生きる社会かながわ憲章」の策定について

### 【調査概要】

神奈川県議会会議室にて、農福連携マッチング等支援事業及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の策定について概要説明を受け、質疑応答を行った。

### <概要説明>

#### 農福連携マッチング等支援事業について

##### <神奈川県における農業の特徴>

- ・都市農業 農地面積は全国45位、県民約920万人
- ・野菜の割合が高い  
…収益を上げていくには、単価の高いものをつくっていく必要がある。

##### 農業産出額（R3）に占める割合

神奈川県	50.3%
全国	24.2%

- ・耕地面積は小さいが高い生産性がある  
 1戸あたりの耕地面積は0.86ha/戸と、全国平均(2.50ha/戸)の1/3の規模であるが、耕地面積10aあたりの生産農業所得は13.9万円/10aと、全国平均(7.7万円/10a)を約2倍を維持している。
- ・基幹的農業従事者数(担い手)は右肩下がり減っており、65歳以上の割合が大きくなってきている。2020年時点で約65%が65歳以上で構成されている状況になっている。  
 神奈川県においても、担い手の確保は重要な課題になっている中、新規就農者数としては、近年は160名前後が新たに就農している。

<農福連携をめぐる情勢>

- ・障がい者の福祉的就労における工賃の低さが課題になっている。

神奈川県の平均工賃(賃金)額(令和3年度)

- ・就労継続支援B型事業所  
 平均工賃月額 14,956円 / 時間額 228円
- ・就労継続支援A型事業所  
 平均工賃月額 91,494円 / 時間額 1,088円

- ・農業側、福祉側それぞれの課題を、農業と福祉が互いに良い影響を与えて解決していこうという取組。

農業側の目的と期待	農業労働力の確保 農地の維持、拡大 荒廃農地の防止 社会貢献 地域コミュニティの維持 等
-----------	--

福祉側の目的と期待	障がい者の雇用場の確保 工賃(賃金)の向上 生きがい、リハビリ 地域との交流機会の創出 一般就労のための訓練 等
-----------	--

- ・障がい者が農業者の所で農作業の手伝いをする取組や、社会福祉法人等が自ら農業を行ったり、農業法人を別途立ち上げ併設する取組など、様々なパターンの農福連携の推進体制がある。

<これまでの取組>

- ・農福連携マッチング等支援事業は今年で4年目になる。
- ・県内各地域の農業法人・NPO法人等の活動状況を踏まえ、県内3地域（平塚市、藤沢市、秦野市）をモデル地域とし、当該地域を統括する中間支援組織NPO等と協働で、農業者と障害福祉サービス事業所等のマッチング機会の創出に取り組む。
- ・3つのモデル地域の選定基準
  - ：農地と福祉事業所が相当数存在し、関係機関が農福連携を進めることの同意があった地域から選定
- ・**事業の内容** 農福連携コーディネーター養成講座  
先進事例のスタディツアー  
農業者と障害福祉サービス事業所等とのマッチングの場づくり  
マッチング先への農福連携コーディネーターの派遣・調整

・KPIの達成状況

- |                           |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| ① 障がい者新規就労者数（延べ）          | 目標値：150人/年<br>令和4年度：973人 |
| ② コーディネーター研修修了者数          | 目標値：30人/年<br>令和4年度：35人   |
| ③ 就労機会の確保に繋がった<br>マッチング件数 | 目標値：15件/年<br>令和4年度：16件   |

農福連携コーディネーター登録者数（令和4年度時点）

平塚地域 19人、藤沢地域 17人、秦野地域 7人

<3年間の成果を踏まえた、令和5年度事業の主な変更点>

- ・事業内容の見直し（マッチングに重点）  
農家を講師とした、障がい者による種まきや収穫、除草、片付けなどの就農体験会（お試しノウフク）を開催し、農業者と障害福祉サービス事業所とのマッチングを促進する。

→効率的・効果的にマッチング事例づくりを進め、機運醸成を目指す

- ・事業エリアの拡大（県内横展開の推進）  
JA湘南管内、JAさがみ管内の他市町への横展開を目指す。



<農福連携における環境農政局の取組>

・障害福祉サービス事業所職員向け農作業体験研修

令和元年度から、かながわ農業アカデミー（農業大学校）が障害福祉サービス事業所職員向けに農作業体験研修を実施。

（事業所自体が農業参入する）

農業の魅力と現状を理解・体験してもらう3日間の短期研修で、令和4年度は事業所職員8名が受講した。

・企業参入相談の対応

平成21年度から、かながわ農業アカデミーで運営している相談窓口の中で、2法人が障がい者の支援を目的に農業参入している。

<質疑応答>

Q：露地野菜の生産が多いという話だったが、収穫時期など作業が一時に集中するのではないかと思うが、作業がない時期も多くあるのか。

A：作物によって収穫時期にばらつきが出るのは一定仕方がない面もあるが、作業所としては、コンスタントに作業できる方がありがたいので、なるべく品目を分けて波が出ないようにしている。また、収穫がない時期も、草刈りや片付けなどのメンテナンス作業に従事していただくなど、農家で工夫されている。

もっとも、農作業だけを受託している作業所ばかりではなく、ビラ配りなど農作業以外の他の作業と合わせ技で行っている。農作業は高い収入につながらないので、様々な作業の組み合わせで作業所は収益を上げる工夫をされている。

Q：マッチング支援をしていくうえで、賃金が農作業以外の部門の方が高かった場合、事業所に農作業を断られるケースもあるのか。

A：実際にある。農作業を好まれない障がいをお持ちの方もいらっしゃる。全員が農作業に向いているわけでもないし、畑は事業所から遠いなど、事業所の方針で農作業が選択肢にならないこともある。

Q：国の動向もあると思うが、将来的に県から市町村に渡していく事業だと考えているのか。

A：マッチングについては、圧倒的に畑の数の方が事業所数より多いため、希望する事業所が上部に達したら限界だと思うので、それ以上を右肩上がりに増やしていくことはないと考えている。その際、県から離れても成立するのであれば、仲人はいらないので、地域の活動として JA や市町村に支えていただければ、県が手を離していくことも可能。JA や市町村によって進み具合がまちまちなので、県が背中を押している状況である。

Q：マッチングをして発生した問題については、どのようにケアされているのか。

A：安い労働力としか障がい者を見ていない残念な方も中にはいる。  
そういったときは、うまくいかず、長くは続かず、もう農福連携なんてやりたくないと思う事業所も出て、撤退されるという残念なケースもあった。  
ただし現在は、両者にとってよい落としどころが見えるように、中間支援組織がボランティアで間に入って動いて、支えてくださっており、県に抗議などはない。

Q：神奈川県には政令指定都市が3つあるが、政令指定都市との関係はどうされているか。

A：農福連携を行っている政令指定都市もある。モデル地域にはなっていないが、一緒にスタディツアーに参加したりなど声かけをして動く場面があるが、横浜市・川崎市は都会ということもあり、あまり盛んではない。

Q：神奈川県には海があるが、農福連携ではなく、水福連携は考えていないのか。

A：昨年からは始めて今年実施している。具体的には、ひじきの間に入っているごみを取り除く手作業に従事していただいている。  
農業よりも漁業の方が危険も含め制約が多いが、チャレンジできる分野はまだまだ残っていると考えており、少しずつスタートさせている。

Q：工賃の低さは大きな課題だと思うが、工賃を上げていくことについて、どのように考えているか。

A：工賃の向上としては、付加価値をつけるということが一つある。  
事例として、「農福×スポーツ」がある。  
湘南ベルマーレのフットサルチームが小田原市にあり、選手が地域の社会福祉法人の職員でもあって、「ベルファーム」というブランドを掲げて野菜をスーパーや試合会場で販売する取組を行っており、福祉だけでは難しいことも、他と組み合わせると新しい価値を付加していくのも面白い取組だと感じている。

## 「ともに生きる社会かながわ憲章」の策定について

- ・「ともに生きる社会かながわ憲章」は津久井やまゆり園事件を契機に制定した。

### 津久井やまゆり園事件

発生日時：平成28年7月26日（火）未明  
発生場所：津久井やまゆり園（県立の指定管理施設）  
定員160名　主な対象：知的障害者

概要：相模原市緑区所在の障害者支援施設に刃物を持った犯人が侵入し、刺されるなどして、19名のかげがえのない尊い命が失われ、27名が負傷した。（令和2年3月　死刑判決）

- ・事件を受け、SNS等で、障がい者に対する偏見や差別的思考による犯行や加害者の主張に同調する人も出現し、障がい者団体を中心に不安を覚える状況になった。このため、不安を払拭すべく、県と県議会が、このような事件が二度と繰り返されないよう、ともに生きる社会の実現をめざして、平成28年10月14日に策定した。

### <憲章の内容>

- ー 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- ー 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- ー 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- ー 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

### <憲章の認知度>

- ・憲章について「知っている」「言葉は聞いたことがある」と答えた割合を認知度とし、令和4年度に50%を達成する目標を定めて取り組んできたところ、令和4年度の調査結果では30.2%であった。

### <広報について>

- ・7月末（毎年7月26日を含む月曜日から日曜日の1週間）を「ともに生きる社会かながわ推進週間」とし、憲章策定日（10月14日）まで集中的に広報を実施。

- ・ポスター、チラシの掲示、配架や、県・市町村の媒体、地域広報誌の活用  
県のたより、市町村広報誌、タウンニュース TVK、FM ヨコハマなど

<ともに生きる社会かながわ応援大使～ともいき大使～>

- ・「ともに生きる」の題字は、県の取組にご賛同いただいている、書家の金澤翔子さんに書いていただいている。
- ・幅広い世代の方々への共感をより一層広めていくため、新たに「ともに生きる社会かながわ応援大使～ともいき大使～」を新設し、書家の金澤翔子さんを任命し、イベント等で憲章の普及・PRに取り組んでいる。

### <質疑応答>

Q：さらに広めていくには、市町村の協力が大切だと思うが、この憲章を受けた市町村の取組はあるのか。

A：PRのためのパネル展を市庁舎などに飾っていただいたり、のぼりを立てたり、市広報誌への掲載や、市町村のイベントに県職員がお伺いして PR をさせていただいている。

また、障がいのある方が一緒にいることが当たり前という環境をつくるには、インクルーシブ教育など、子どもへの教育に注力する必要があると考えている。

Q：教育委員会で行っている広報の取組はあるのか。

A：最近終了した事業ではあるが、ソフトバンクの協力を得て、ペッパーという人型ロボット（ペッパーには足がなく歩けない）に道徳の授業を行わせ、ペッパーと学ぶにはどうしたらいいか、子どもたちに考えさせる取組を行っていた。そのほか、すべての公立小・中学校、高校で命を大切にすることを学ぶ「命の授業」を実施し、学んだことを作文にして、コンクールも行っている。この中に、憲章の内容も含まれている。

